

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則

○秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則(二八・水産漁港課)……………1

○秋田県八郎湖漁業調整規則の一部を改正する規則(二九・水産漁港課)……………2

規 則

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十八号

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則

秋田県漁業調整規則(昭和三十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第七条中「法第六十六条第一項に規定する漁業のほか、次に掲げる」を「次に掲げる漁業の方法により」に改め、「者は」の下に、「法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき」を加え、「掲げるもの」を「規定するもの」に、「漁業権又は入漁権に基づいて」を「第一号、第八号、第九号及び第十一号に規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者が第一号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる漁業の方法により当該権利に係る漁業を」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 かご(以下、当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)
- 二 機船船びき網(以下、当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)
- 三 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに

限る。以下、当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

四 敷網(以下、当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。)

五 ごち網(以下、当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)

六 しいらづけ(以下、当該漁業の方法による漁業を「しいらづけ漁業」という。)

七 さし網(固定式さし網を使用するものを除く。以下、当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。)

八 固定式さし網(動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)(以下、当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

九 建網(底建網を含む。以下、当該漁業の方法による漁業を「建網漁業」という。)

十 まずはえなわ(総トン数十トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下、当該漁業の方法による漁業を「まずはえなわ漁業」という。)

十一 たこつば(たこ箱を使用するものを含む。)(以下、当該漁業の方法による漁業を「たこつば漁業」という。)

十二 小型いかつり(総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下、当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)

第三十九条の二の表自家用釣餌びき網漁業、こあみひき網漁業及び黒えびひき網漁業の項を削る。

第四十条を削り、第四十一条を第四十条とし、第四十一条の二を第四十一条とし、「総トン数」を「法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、総トン数」に、「さけ・まずはえなわ漁業」を「さけますはえなわ(次の表の上欄に掲げる期間に、それぞれ下欄に掲げる区域において行うものを除く。)(以下、当該漁業の方法による漁業を「さけ・まずはえなわ漁業」と改め、ただし書を削り、同条を第四十二条とする。

第四十四条を削り、第四十四条の二を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とする。

第四十五条の二の見出し中「非漁民」を「遊漁者」に改め、同条第二号中「又手網」を「又手網」に改め、同条第五号を次のように改める。

- 五 徒手採捕
- 第四十五条の二を第四十五条とする。
- 第四十五条を次のように改める。
- (漁獲成績報告書の提出)

第五十五条 漁業の許可を受けた者は、法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業の種類	漁獲成績報告書の種類	提出期限
漁業の種類	漁獲成績報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
かご漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
機船船びき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
小型まき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
敷網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
ごち網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
しいらづけ漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
さし網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
固定式さし網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
建網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
まずはえなわ漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海の終了後三十日以内

たこつば漁業	毎月の漁獲成績 報告書	翌月の十日まで
小さいかつり漁業	毎月の漁獲成績 報告書	翌月の十日まで

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて告示する。

第五十六条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第七条」を削り、「第四十四条の二まで、第四十五条第一項」を「第四十一条まで、第四十三条、第四十四条第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条第三項」を「第四十四条第三項」に改める。

第五十七条中「第四十五条の二」を「第四十五条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の秋田県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第七条の規定によりした漁業の許可は、この規則による改正後の秋田県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第七条の規定によりした漁業の許可とみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、新規則第九条第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第七条の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている漁業の許可又は起業の認可(旧規則第七条の規定による漁業の許可に係るものに限る。)の申請、届出その他の手続きは、新規則の相当規定によりされた漁業の許可又は起業の認可の申請、届出その他の手続きとみなす。

4 附則第二項の規定によりみなされた漁業の許可を受けている者に対する旧規則第四十条の規定の適用については、その有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に漁業法第六十六条第一項の規定による漁業の許可を受けている者に対する旧規則第三十九条の二、第四十二条及び第四十三条の規定の適用については、その有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については

は、なお従前の例による。

秋田県八郎湖漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十九号

秋田県八郎湖漁業調整規則の一部を改正する規則

秋田県八郎湖漁業調整規則(昭和四十年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第三十八条」に、「第四十二条」を「第四十五条」を「第三十九条」に改める。

第一条の二第二号及び第三号中「太目」を「大目」に改める。第三条を次のように改める。

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第三条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号 第一条第一項第三号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、同表下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第三種漁業	貝けた網漁業

第五条中「法第六十六条第一項に規定する漁業のほか、次の各号に掲げる」を「次に掲げる漁業の方法により」に改め、「者は」の下に、「法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき」を加え、同条各号を次のように改める。

- 一 建網(以下「建網漁業」という。)
 - 二 雑建網(以下「雑建網漁業」という。)
 - 三 ふくべ網(以下「ふくべ網漁業」という。)
 - 四 えり網(以下「えり網漁業」という。)
 - 五 さし網(以下「さし網漁業」という。)
 - 六 はねこみ網(以下「はねこみ網漁業」という。)
 - 七 沖すくい網(以下「沖すくい網漁業」という。)
 - 八 しらうお機船船びき網(以下「しらうお機船船びき網漁業」という。)
 - 九 しじみかき網(以下「しじみかき網漁業」という。)
 - 十 しらうお角網(以下「しらうお角網漁業」という。)
- 第六条第一項中「前条」を「法第六十六条第一項又は前条」に改め、「者は、」の下に「法第六十六条第一項の規定による漁業

にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、前条の規定による漁業にあつては当該漁業ごと」を加え、「当該漁業ごと」を削る。

第二十条第二項中「第三十六条」を「第三十二条」に改める。第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「及び第二十五条」を削り、同条を第二十五条とする。

第二十八条第一号中「けた網」を「貝けた網」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条を削り、第三十条を第二十七条とし、第三十条の二を削り、第三十一条を第二十八条とし、第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「非漁民」を「遊漁者」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 徒手採捕

第三十三条を第二十九条とし、第三十四条から第三十六条までを四条ずつ繰り上げる。

第三十七条第三項中「第三十五条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十八条を第三十四条とし、第三十九条から第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。

第三章中第三十七条の次に次の一条を加える。
(漁獲成績報告書の提出)

第三十八条 漁業の許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第六十六条第一項及び第五条の規定による漁業ごとに、同表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の下欄に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業の種類	漁獲成績報告書の種類	提出期限
貝けた網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
建網漁業		
雑建網漁業		
ふくべ網漁業		
えり網漁業		

さし網漁業	知事が別に定める漁期毎の漁獲成績報告書	当該漁期終了後三十日以内
はねこみ網漁業		
沖すくい網漁業		
しらうお機船船びき網漁業		
しじみかき網漁業		
しらうお角網漁業		

2 知事は、前項の漁獲成績報告書の様式を定めるときは、これを告示する。

第四十二条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五条、」を削り、「第三十条まで、第三十条の二第一項若しくは第七項、第三十一条、第三十三條又は第三十四條第六項」を「第二十九條まで、又は第三十條第六項」に改め、同項第二号中「第三十條の二第五項（同條第九項において準用する場合を含む。）又は第三十四條第四項」を「第三十條第四項」に改め、同項第四号中「第三十五條第一項、第三十七條第一項又は第三十八條」を「第三十一條第一項、第三十三條第一項又は第三十四條」に改め、同條を第四章中第三十九條とする。
 第四十三條中「第三十四條第九項」を「第三十條第九項」に改め、「又は第三十條の二第十項」を削り、同條を第四十條とする。

第四十四條中「第四十二條」を「第三十九條」に改め、同條を第四十一條とする。
 第四十五條中「第三十四條第九項」を「第三十條第九項」に、「第三十條の二第六項又は第三十四條第五項」を「第三十條第五項」に改め、同條を第四十二條とする。
 様式第五号の二及び様式第五号の三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の秋田県八郎湖漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第五条の規定によりした漁業の許可(旧規則第五条の規定による漁業の許可に限

る。)は、この規則による改正後の秋田県八郎湖漁業調整規則(以下「新規則」という。)第五条の規定によりした漁業の許可とみなす。この場合において、この規則の施行の日における当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、新規則第七条第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第五条の規定による許可の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている漁業の許可(旧規則第五条の規定による漁業の許可に限る。)又は起業の認可の申請、届出その他の行為は、新規則の相当規定によりされた漁業の許可又は起業の認可の申請、届出その他の行為とみなす。

4 附則第二項の規定により新規則第五条の許可を受けたものとみなされた者に対する旧規則第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、その有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄